



飯山市
プレスリリース

飯山市役所 総務部庶務課 秘書広報係
住所：飯山市大字飯山 1 1 1 0 - 1
Tel：0269-62-3111（内線 337） Fax：0269-62-5990
E-mail：hisho@city.iiyama.nagano.jp

28年3月1日発信

報道関係者 各位

障がい者就労継続支援 A 型事業所の説明会 開催のお知らせ

飯山市では「農・福連携プロジェクト」として障がい者就労継続支援 A 型事業所の誘致を進めてまいりました。

このたび県外の企業が当市に農産物の加工を行う A 型事業所を設けることが決まり、平成 28 年 9 月の開所を目指し準備を進めています。

飯山市としましてはこの A 型事業所を障がい者の皆さんに有効活用していただきたく、予定されている A 型事業所の内容等についての説明会を行います。

福祉に関係される皆さまを始め、多くの皆さまにご参加をお待ちしています。

◆日時 平成 28 年 3 月 1 4 日（月）午後 3 時から 5 時

◆会場 飯山市役所 4 階 第 1. 2 委員会室

◆説明者 飯山市農・福連携推進会議アドバイザー かつた くみ 且田 久美 氏

【A 型事業所とは…】

障がい者の就労継続支援には A 型と B 型があります。

A 型事業と B 型事業の主たる違いは雇用契約の有無、つまり事業者と利用者の雇用関係が成立しているかないかという点です。工賃は A 型にも B 型にも支払われます。整理すると、A 型事業の対象は「通常の事業所で雇用されることは困難だが、雇用契約に基づく就労が可能な方」であり、B 型事業の対象は「通常の事業所で雇用されることは困難で、雇用契約に基づく就労も現時点では困難な方」ということになります。

A 型事業所では、福祉事業所内で企業とほぼ同じ形で働くので働く力がつくことで、今後企業で働くことにチャレンジできる自信が付きやすいと考えられます。

また A 型事業所は原則として最低賃金が保証されるので、B 型に比較し高い工賃が得られます。

<担当課>

飯山市 民生部 保健福祉課
（課長）常田 徳子 （担当者）坪井 学
住所：飯山市大字飯山 1110-1
電話：0269-62-3111（内線 189）
Fax：0269-62-3127
e-mail：hoken@city.iiyama.nagano.jp